

はい！

消費生活相談窓口です

相談窓口に寄せられる相談と対処の方法をお伝えしていきます。
手口を知っておくと、適切な対応ができます。

断ったのに、また、電話勧誘！ しつこい電話の断り方

* 断った後の再勧誘は禁止です。

【相談】

「今、キャンペーン中で〇〇がお得です。」と勧誘に慣れた女性から電話があり、関心がないので、少し聞いた後、「忙しい」と言って電話を切りました。数日後、また、同じことで電話がかかってきました。相手は次々、商品の説明をするので、なかなか電話が切れず困っていました。

【対処方法】

- * 必要なければ、はっきり、きっぱり、断りましょう。
- ・電話勧誘販売は、消費者が断った後の再勧誘は法律で禁止されています。
- ・業者は勧誘時、氏名、業者名、勧誘目的であることを告げる義務があります。
- ・契約する意思がなければ、「いりません」「必要ありません」「電話をお断りします」とはっきりとした言葉で伝えましょう。「忙しい」「出かけるところ」「家族に相談をしてから」などは拒否している言葉なりません。
- ・断っても再勧誘がある場合は勧誘相手をメモして記録に残し、役場、消費生活センターにご相談ください。

必要ありません。
切れます！



第4火曜日は相談と出前講座の日です。

お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

大山役場住民生活課

☎ 0859-54-5210
(平日)

鳥取県消費生活センター

☎ 0859-34-2648
(平日・土日)

八橋警察署

☎ 0858-49-0110

高齢者・障がい者の虐待を防ぐために

4回シリーズ

第3回

高齢者や障がい者の中に、ヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスを利用している方、介護老人福祉施設などに入所してサービスを利用している方などがあります。障がい者の中には、就労支援事業所等で働いている方も多くおられます。

これらの方々が、サービスを利用している事業者から虐待を受けている事件が、残念ながら鳥取県内でも起っています。

【どんなことが虐待にあたる？】

認知症や、刺激に過敏な障がいを持っている方は、とつぜん暴れられたりすることがあります。これを防ぐためには、ベッドに縛りつけるなどの「身体拘束」は安易に行われるべきでなく、さまざまの条件が必要です。

ときに、このような様子を見入所している方を見舞つたときには、

たり、暴力が疑われる、サービスの利用をとつせん嫌がりはじめた、おびえが見られるといったさまざまなことがあります。虐待があるかもしれないと思つくことがあるかもしれません。

【そのようなときには】

大山町福祉介護課へお電話、あるいは来庁ください。した場合には都道府県と協力し、必要に応じて調査・指導を行います。障がい者が働く場での虐待事案は、労働局とも協力をします。

秘密は固く守られます。ぜひひ町までご連絡ください。



◆問い合わせ先
0859-54-5207
福祉介護課